

平成24年度 第2回 長野県環境影響評価技術委員会 会議録

1 日 時 平成24年（2012年）5月18日（金）13：30～14：50

2 場 所 長野県長野合同庁舎 別館大会議室

3 内 容

○ 議事

(1) 長野広域連合B焼却施設建設事業に係る環境影響評価方法書について
(第2回審議)

- ・ 環境影響評価方法書の審議

(2) その他

4 出席委員（五十音順）

梅 崎 健 夫
大 窪 久美子
小 澤 秀 明
亀 山 章（委員長）
陸 齊
佐 藤 利 幸
塩 田 正 純
鈴 木 啓 助
富 樫 均
中 村 雅 彦
花 里 孝 幸

5 欠席委員（五十音順）

片 谷 教 孝（委員長職務代理者）
中 村 寛 志
野見山 哲 生

平成24年10月11日
長野県環境影響評価技術委員会委員長

亀 山 章 印

事務局
長野県環境部
環境政策課
徳 竹

ただいまから、長野県環境影響評価条例に基づく平成24年度第2回長野県環境影響評価技術委員会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めます事務局の長野県環境部環境政策課の徳竹貞彦と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

あらかじめ申し上げますが、傍聴にあたりましては傍聴人心得を遵守してくださるようお願い致します。また、カメラ撮影につきましては、議事に入る前の冒頭のみとさせていただきますので、御了承ください。

議事に入る前に本日の欠席委員の御報告を申し上げます。片谷委員、中村寛志委員、野見山委員から都合により御欠席という御報告をいただいております。

それでは、これから議事に入らせていただきますが、まず始めにこの会議が、技術委員会の委員14名に対しまして、現在11名の委員に出席いただいております。過半数の委員の御出席がありますので、条例第37条第2項の規定により成立していることを御報告申し上げます。

この会議は公開で行われ、会議録も公表されます。会議録が作成されるまでの間は、音声そのものが長野県のホームページで公開されることとなりますので御承知お願ひします。

ホームページでの音声の公開、並びに会議録の作成に御協力いただくため、発言の前にその都度、お名前をおっしゃっていただくようお願い致します。では、条例第37条第1項の規定により、委員長が議長を務めることになっておりますので、亀山委員長にご挨拶をいただき、引き続き議事の進行をお願いいたします。よろしくお願ひ致します。

亀山委員長

それでは2回目でございますので、特に改まったごあいさつというのはいたしません。早速始めさせていただきます。よろしくお願ひ致します。

議事の1番でございますが「長野広域連合B焼却施設建設事業に係る環境影響評価方法書について」でございます。

経過と本日の予定及び資料につきまして、事務局からご説明をお願い致します。

環境政策課
清 水

長野県環境部環境政策課の清水修二と申します。事務局から、経過と本日の予定、それから資料の簡単な御説明をさせていただきます。

経過でございますが、前回の会議は4月19日に、本年度第1回技術委員会会議として、長野県千曲庁舎において開催されました。その際、長野広域連合B焼却施設建設事業について、事業概要と方法書の内容について、現地視察を行いながら事業者から御説明いただき、質疑応答を行っていただきました。

次に本日の予定ですが、前回に引き続きまして、この方法書についての審議をお願いするところでございますが、最初に前回会議における審議内容の整理としまして、意見に対する事後回答を中心に事業者より御説明をいただきます。その後、新たな資料に基づく説明、それから更に方法書全体について審議を行っていただく予定です。

次に会議資料ですが、「資料1～資料4」まで配布させていただいております。

資料1でございますが、「第1回技術委員会での意見等及び事業者の見解」でございます。前回会議での委員の皆様からの意見等とそれに対する事業者の説明要旨をまとめたものでございます。

資料2は、「技術委員からの追加意見及び事業者の見解」でございます。こちらは前回会議の後、塩田委員よりいただいた御意見の内容と、事業者の見解をまとめたものでございます。

資料3は、「環境影響評価方法書の意見書とそれに対する見解書」でございます。こちらは条例の規定に基づいて提出された環境の保全の見地からの御意見の内容と、事業者の見解をまとめたものでございます。

最後に、資料4でございますが、「県関係機関からの質問等及び事業者の回答」でございます。県の関係機関から提出された質問・意見の内容と、事業者の回答をまとめたものでございます。

事務局からの説明は以上でございます

亀山委員長

ありがとうございました。それでは、資料の1と2につきまして、事業者より説明をお願い致します。

事業者
長野広域連合
環境推進課
青木

長野広域連合環境推進課の青木と申します。資料1、資料2につきまして、一括してご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、お手元の資料1を御覧いただきたいと思っております。こちらは前回、第1回技術委員会におきまして、頂戴いたしました委員の皆様からの御意見につきまして、事業者としての見解の要旨をまとめたものでございます。宿題になっていた部分につきまして、御説明をさせていただきたいと思っております。

No. 1を御覧いただきたいと思っております。富樫委員より、「工事において最大でどの程度の掘削を想定しているのか示してほしい。」との御意見をいただきました。

事業者の見解でございますが、想定される掘削規模につきましては、施設整備計画等でお示ししてまいりますが、現時点において掘削は最大で10m程度と考えております。

続いてNo. 2を御覧ください。花里委員より「焼却施設を造る際の耐震設計については、今までのものを踏襲するだけでは問題があるかもしれない。その検討も必要ではないか。」との御意見をいただきました。

施設設計につきましては、建築基準法等の規定を満たすことはもとより、「官庁施設の総合耐震計画基準」等に規定される設計・建設を行うと共に、今後の動向や国の指導等を踏まえ、安全性の高い施設にしていきたいと思います。また、主要設備の耐震設計につきましても、「火力発電所の耐震設計規程」等を参考に、より安全性の高い施設にしていきたいと思います。

続いて2ページになりますが、No. 3を御覧ください。同じく花里委員より「対象事業実施区域周辺の洪水発生状況や、その際の千曲川水位及び伊勢宮排水ポンプ場の稼働状況を示して欲しい。」との御意見をいただきました。

洪水の状況ですが、「千曲市地域防災計画資料編」による水害の発生状況では、過去20年間において、対象事業実施区域周辺での水害の記録はございませんでした。また伊勢宮排水ポンプ場につきましては、平成5年3月に設置されておりますが、稼動回数につきましては、詳細な資料がなく確認することができませんでした。

続いてNo. 4を御覧ください。梅崎委員より、「表面の砂礫が緩いため、地下水位が上がってきた際に液状化が起きる可能性が想定されるので、調べてほしい。」との御意見をいただきました。

液状化につきましては、平成14年3月の長野県地震対策基礎調査により、対象事業実施区域は、液状化の危険度が低いと評価されておりますが、別途行う地質調査におきまして詳細を確認した上、評価したいと考えております。

続いてNo. 5を御覧ください。中村雅彦委員より、「メダカは、メダカ目ではなくダツ目ではないか。」という御意見をいただきました。

こちらにつきましては、出展資料の記載通りではありますが、御意見を踏まえ、御指摘の表記を併記したいと思っております。

続いてNo. 6を御覧ください。片谷委員より、「対象事業実施区域周辺における苦情発生状況と苦情内容の中で、一番多いその他の中身を示して欲しい。」との御意見をいただきました。

対象事業実施区域を含む屋代地区の苦情件数につきましては、H18年度が4件、H19年度が2件、H20年度が5件、H21年度が6件、H22年度が5件で、その内容としましては、野焼きや騒音等の苦情でございました。また、その他の中身としては、主に空地の雑草やアメリカシロヒトリ(樹木害虫)等に対する苦情でした。

次に3ページになりますが、No.11を御覧下さい。同じく片谷委員より、「ごみ収集車両洗浄施設は、設備そのものが悪臭発生源になりうる。設置する場合は、予測に加えて欲しい」との御意見をいただきました。

ごみ収集車両洗浄施設の詳細につきましては、施設整備計画の中で検討したうえで、必要な予測評価を行いたいと考えております。

次にNo.13を御覧ください。富樫委員より、「地下水の揚水に伴う周辺への影響予測において地下水・地盤・地形地質はセットで考える必要がある。地形地質は環境要素の選定から落とさないで欲しい。」との意見をいただきました。

地形・地質については、別途行う地質調査において詳細を確認したうえで、影響を予測評価したいと考えています。

続いてNo.14を御覧ください。同じく富樫委員より、「水利用及び地下水の現地調査方法に、調査範囲が記載されていない。A焼却施設を参考に、具体的に示して欲しい。」との御意見をいただきました。

水利用及び地下水の現地調査につきましては、先に実施いたしましたA焼却施設と同様、概ね半径500mを調査範囲としたいと考えています。

続いてNo.15を御覧ください。小澤委員より、「土壌汚染や大気質の調査に際して、周辺における発生源の状況を確認するとしているが、これらの発生源を含めた予測が必要ではないか。」との御意見をいただきました。

土壌汚染や大気質の調査につきましては、周辺における発生源の状況を確認

し、現況をバックグラウンドとして、計画施設からの影響について予測評価したいと考えています。

続いてNo.16を御覧ください。中村寛志委員より、「動物の現地調査において、調査範囲に隣接する篠ノ井塩崎付近に社叢林があるなら、調査範囲に加えるべきではないか。」との御意見をいただきました。

御指摘のありました篠ノ井塩崎の「軻良根古(カヲネ)神社」の社叢林は、大きな樹林帯ではございませんが、鳥類の飛来が考えられますので、調査範囲に含めたいと考えております。

次にNo.18を御覧ください。中村雅彦委員より、「任意観察とはどういったものか。任意採集と任意確認調査とはどう違うのか。」との御意見をいただきました。

これにつきましては、調査を大別しますと、観察を行う「任意観察」と、採集して確認を行う「任意採集」がございます。方法書におきましては「任意観察」と同様の意味で「任意確認」と「任意確認調査」がありますが、標記を「任意観察」に統一したいと考えております。

次にNo.20を御覧ください。陸委員より、「触れ合い活動の場の調査について、年間の利用者数が分かるような調査方法や、季節変動を考慮した日程選定をして欲しい。」との御意見がございました。

触れ合い活動の場の調査日の選定については、御意見を参考にするとともに、調査対象区域でのイベントや行事等の情報も収集し、結果に反映させてまいりたいと考えています。

続きまして、お手元の資料2を御覧いただきたいと思います。こちらは第1回技術委員会に御都合で欠席された塩田委員に、後日現地を御覧いただいた際に頂戴いたしました御意見について、事業者の見解の要旨をまとめたものでございます。

No.1を御覧ください。「騒音・振動の調査は、なぜ1シーズンあたり平日・休日の各1日なのか。1日の数値を使う根拠を整理したほうがよい。」という御意見をいただきました。

騒音・振動の調査期間につきましては、実態を適切に把握できる期間として、各季節の平日及び休日に、それぞれ24時間実施するなど、長野県環境影響評価技術指針に基づきまして設定して参りたいと思います。

続いてNo.2を御覧ください。「事業者の独自の取り組みの中で、住民の方はどういった環境項目に着目されているか、アンケートなどにより把握してはどうか。」との御意見でございます。

広域連合では、この環境影響評価について、市民の皆様にご理解いただけるよう調査の見学会など多くの機会を活用しながら、丁寧に進めていきたいと考えております。御指摘を踏まえ参加者が、どういった環境項目に着目されているか、お聞きするなど、前向きに取り組んでいきたいと考えております。

資料1、資料2につきまして説明は以上でございます。よろしく願い致します。

亀山委員長

ありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆さんから御意見御質問等ありましたら、よろしくお願ひいたします。
どこからでも結構ですので、お気づきの点、よろしくお願ひいたします。

花里委員

前回、質問したことについてですけれども、資料1のNo.2ですが、ここで地震発生を感知して、炉が安全に停止するようなシステムを考えているということですが、これは、炉が停止しなかったらどんな問題が発生するかということを考えているのか教えていただけますでしょうか。

炉を停止するという事は、炉がそのまま動いていると問題があるという認識があるわけですね。多分、炉だと温度が高いので、高い状態になっている時に、炉が割れたりすると、一番気にしているのは有害な化学物質が、外に飛んでいくということ。かなり高温なものが出てくると、周りで火災が発生するなど思ったのですが、いかがでしょうか。

長野広域連合
土 屋

まさに先生の御指摘の通りでありまして、焼却施設は、災害以外にも外部電源が遮断されるということも想定しております。そういう中でも、まずは二次的な災害は誘発させないという観点からいたしまして、新たなごみを投入せずに、埋火状態で盛んに燃焼させるのではなく、次に炉を安全停止させるためにそういう状態にすると。自分の所で発電を行っておりますと電源はそちらから一定の確保ができますので、とにかく二次的な災害を誘発させない観点に立てば、災害のエネルギーとなる焼却を、なるべく安全に、早く止めていくというベクトルでの作業を考えています。

花里委員

止めると、わりと早く温度が下がっていくということですかね。

2つ目、洪水の話なのですが、過去20年間記録されてないということなのですが、過去20年間はどこまで参考になるかということなんです。最近では温暖化のせい、集中豪雨も多く頻発しているので、その過去20年間の記録だけに頼って、今の状況を軽んじるということは危ないのではないかとお申し上げたいと思います。

それからもう1つ、昭和34年8月に5.2mまで上がってきたということですが、このレベルは、実際、堤防を越えて今回の施設に影響を与えるレベルなのではないでしょうか。その辺を教えてください。

長野広域連合
青 木

まず、1点目の洪水のデータにつきましては、今後につきましても、最新のデータを参考にする中で、慎重に取り扱っていきたくお考えています。

2点目の洪水の件につきましては、昭和34年ということで、現在とは河床、川の底の高さが違うという状況ですが、土手を越えたというケースは過去にはございません。例えば最近ですと、平成11年に4.4mの高さまでできておりますが、この段階で隣接する衛生センターの位置で、土手の高さまで2mほど余裕高がありました。

佐藤委員	14番目の水晶のところですが、4ページですね。 調査範囲は半径500mとあるのですが、この500mというのは何か理由があるのでしょうか。
コンサルタント 八千代エンジニアリング 株式会社 村山	この事後回答にもありますように、A焼却施設と同様に500mというように書いてありますけども、今回の施設もA施設と同様に河川の近くにあるということと、A焼却施設のピットの深さも、大体今回と同じくらい10mくらいの深さになっておりますので、それと合わせて500m程度ということで設定させていただきました。以上です。
富樫委員	先ほど洪水のことについて、質問と見解がありましたが、最新のデータでということですが、むしろもっと昔からある限りの洪水のデータといたしますか、過去にどのくらいの水が出たのかということも含めて、少し長い目で、千曲川の洪水のリスクというものを見ていただきたいと思いますと思いますが、いかがですか。
長野広域連合 青木	先ほどの御指摘ですが、先ほどちょっと説明が漏れてしましまして、過去につきましても、単一の資料に頼ることなく、周辺の聞き取り調査を行うなど、過去においてどういった洪水があったか、そういったものも検証する中、万全の対策をとっていきたいと考えております。
富樫委員	分かりました。
中村雅彦委員	資料1の、私の質問した5ページの18番目です。任意観察とか任意調査については分かりました。意味は分かったのですが、その任意観察をする出発点とは何ですか、これ調査しなければいけないと思って任意観察をするわけですよ。その出発になるものは、いったい何なのかを知りたいのです。
コンサルタント 村山	すいません。出発点というのは…。
中村雅彦委員	例えば、鳥の調査でしたら、ラインセンサス法とポイントセンサス法がありますよね。これは、定期的定量的データですよ。合わせて任意観察とあるのです。つまり、ラインセンサス法とかポイントセンサス法に関わらない時に調査するわけですよ。何か必要があって。任意と言うのは何を根拠に、何を出発点にして調査するのですかということです。
亀山委員長	それは、場所という意味ではなく、どういう観点かという意味ですね。
コンサルタント 村山	この前もちょっとお話をしたのですが、ラインセンサスとかポイントセンサスなどの鳥の調査ではなく、その他の調査の際に確認されたものも合わせて、観察するということが任意観察という書き方をしています。

中村雅彦委員	分かりました。その中に、例えば地域の人からの、変わった鳥を見つけたとか、珍しい魚がいたといった、そういう情報は、拾えないのですか。
コンサルタント 村山	そういう聞き取りについても、併せて行っていきたいと考えています。
中村雅彦委員	その調査中に会った人にも、いろいろと聞くということですね。分かりました。
小澤委員	資料1の15番ですけれども、周辺の発生源の状況について確認していただくという回答をいただきまして、これでよろしいかと思うのですが、1点、上段で土壤汚染のことを申し上げまして、下段で大気質のお話をしましたが、大気質の予測の中で、方法書の208ページなのですが、存在・供用の影響として、有害物の焼却施設の稼働の影響を見ると、◎がついている中で、ダイオキシン類の短期調査をやらないということになっているかと思えます。ダイオキシンの評価というものが、年平均値との比較ということで、長期的な評価で十分ではないかということを行っているのだと思いますが。この周辺において、発生源の状況を確認して、もし発生源があったと言う場合には、ある程度短期による評価が必要になるのではないかと。前回のA焼却施設においては、短期の評価も入れてやっておられたのではないかと思います。いかがでしょうか。
コンサルタント 村山	今の御意見を踏まえまして、現地の調査と共に周辺の状況を確認しまして、必要に応じて、短期の評価も合わせて行っていきたいと思えます。以上です。
亀山委員長	塩田委員は前回御欠席でした。今日は文書での回答になっていますが、いかがでしょうか。
塩田委員	資料2で、各季節の休日及び平日というように考えているとのことですが、これは何月頃を想定しているのですか。例えば、春であれば、4～6月とありますが、そのうちの何月を想定して調査を実施しようと計画しているのでしょうか。
長野広域連合 桑原	季節の捉えということで、春夏秋冬の調査はそれぞれ実施する計画であります。具体的な調査期間につきましては、今後、業務受託者と実施計画書を立てる中で、他の調査の関連も含めて作成したいと思います。現段階において、何月ということをお示しすることはできないので、御理解をお願いいたします。
塩田委員	排気ガスの調査を行うということであれば、風の関係があります。そうすると、その地域においては、1年間でどの月に風が強くなるかといったことが分かると思えます。そういったデータを根拠に想定して測定を実施すれば、しっ

かりとした根拠になるのではないかと思います。

それと騒音・振動については、ここに書いてあるように、平日に最も交通量の多いところ、それと風の強いところというようなものがうまくリンクしているような、そういった情報が今までの気象関係の調査で分かっているのであれば、ある程度想定できるものではないかと思います。

亀山委員長

ありがとうございました。今いただいたような御意見を基にして、調査日の設定をご検討いただきたいと思います。よろしいですね。

長野広域連合
桑原

はい、了解しました。

亀山委員長

その他いかがでしょうか。よろしいですかね。
それでは資料の1と2につきましては以上にさせていただきます。続きまして、資料3と4につきましては、事業者から御説明をお願いします。

長野広域連合
青木

それでは続きまして、資料3、資料4について、一括に御説明いたします。まずはお手元の資料3を御覧頂きたいと思えます。こちらは、今年の2月27日から4月9日まで行いました方法書の意見募集において、市民の方、3名からお寄せいただいた御意見につきまして、事業者からの見解をまとめたものでございます。なお、意見の内容によりまして、前後の項目に関連のあるものがございまして、こちらの資料につきましては、意見書の順番で作成してありますので、よろしく願いいたします。

1ページ、意見書1のNo.1を御覧いただきたいと思えます。「大気質の調査結果に、A焼却施設の結果や他地域の資料も付けてほしい。」との御意見です。

本環境影響評価につきましては、B焼却施設に係る評価を行うものであり、他施設の資料は掲載をいたしません。なお、A焼却施設の環境影響評価の結果については、現在、県ホームページで公開されています。また、県内の他のごみ焼却施設の環境影響評価についても、その進捗に合わせて順次、公開されますので、御覧いただきたいと考えております。

次にNo.2を御覧ください。「長野県北部は再来震の時期に入っている。長野盆地西縁断層の再調査を要請したい。」との御意見でございます。

対象事業実施区域については、既存の文献により活断層がないことを確認しており、事業者として再調査を行う必要はないと考えております。なお、文部科学省の地震調査研究推進本部の評価でも、長野盆地西縁断層の今後100年以内の地震発生確率は、ほぼ0%と報告されております。

次にNo.3を御覧ください。「放射能測定を行ってほしい。」との御意見でございます。

放射性物質の調査については、長野県環境影響評価技術指針の中でも調査項目に示されていないものであり、今回の調査においては実施いたしません。

なお、一般生活環境における放射線量や、葛尾施設組合の焼却灰に含まれる放射性物質につきましては、現在も定期的な測定が継続されており、その値に

については、国の基準を大きく下回る問題のない数値となっております。

次にNo.4を御覧ください。「葛尾組合ではセシウムが飛び散って出た。永年に渡って放射性物質が大気に放出された場合の影響度も報告書に載せてほしい。」との御意見でございます。

放射性物質の調査についてはNo.3と同様、今回の調査においては実施をいたしません。葛尾施設組合において、焼却灰に含まれる放射性物質の定期的な測定が継続されており、その値も公開されておりますので御覧いただきたいと考えています。なお、同組合において測定された、放射性セシウムは、焼却灰から検出されたものであり、大気中に排出されたものではございませんので、念のために申し添えたいと思います。

次にNo.5を御覧ください。「対象事業実施区域周辺は、キジの生息地であるので、年4回の調査も簡単なものではなく、日数や時間を多くして、しっかり調査してほしい。」との御意見です。

動物の調査については、長野県環境影響評価技術指針等を踏まえ、地元のみならずさまざまな情報等も参考にして、必要な調査時期等を選定いたしますので、これによりキジの生息についても確認してまいりたいと考えています。

次にNo.6を御覧ください。「対象事業実施区域だけの緑化では、大気の浄化には、役に立たない。緑化についてはもっと広大な地域を含めて考えるべき。」との御意見でございます。

計画施設の緑化については、周辺との調和や景観等への配慮という視点で行いたいと考えております。

次にNo.7を御覧ください。こちらにつきましては、地元地区に全戸配布しました方法書の概要版において、環境要素の選定理由をお示しした表がございます。この表を御覧になっての御意見と思われそうですが、「理由の欄に影響として懸念される一面が述べられています。これをできるだけ数値で表現して欲しい。」との御意見でございます。

これにつきましては、方法書の184ページから198ページまでに該当いたしますが、環境影響評価項目の選定に際しての根拠であり、数値で表現するのは難しいと考えますが、計画施設の工事及び稼働後の影響については、その予測結果を可能な限り数値でお示ししたいと考えております。

次にNo.8を御覧ください。「技術委員会委員の先生方に必ず現地を見てもらい、その先生方の言葉を報告書に載せて欲しい。」との御意見です。

技術委員会委員の皆様には4月19日に現地を御確認いただいておりますので、審議の内容につきましては議事録が作成され、県のホームページに公開されることとなっておりますので、御覧いただきたいと考えております。

次にNo.9を御覧ください。「後々まで残り参考にされる重要な報告書となる。調査、研究の責任者をはっきりさせておくため、関係した行政側、調査、考察者等を実名で報告してほしい。」との御意見でございます。

今回の方法書や、今後実施する調査、予測、評価の結果につきましては、公告縦覧や県のホームページなどで、公開されその中で、調査者、事業者等が示されます。また、審議を行う技術委員会委員につきましても、県のホームページで公開されておりますので、御覧いただきたいと考えております。

次にNo.10を御覧ください。「長野盆地の将来の姿、環境を考える出発点であると思う。B地域との関連を考慮し、それも報告してほしい。」との御意見です。

長野広域連合では、広域的な視点に立ち、長野地域の一体的な振興・発展を目指しており、ごみ処理の広域化は施策の大きな柱となっております。計画施設は、「ごみ処理広域化基本計画」に基づき、広域連合管内の既存のごみ焼却施設を集約し、安全かつ高度なごみ処理を行う施設の一つであり、地域に欠くことのできない施設であると考えております。

次にNo.11を御覧ください。「一般市民にも分かりやすく、安心できる報告書を作成してほしい。」との御意見です。

環境影響評価の結果については、出来る限り分かりやすいものになるよう工夫するとともに、調査状況の積極的な公開に努め、住民の皆様にご理解いただけるよう説明会を開催したいと考えております。

次にNo.12を御覧ください。「ごみ処理施設設置場所として住民への迷惑のわからない場所を選ぶべきと考えます。」との御意見でございます。

B焼却施設の建設候補地の選定にあたりましては、千曲市において学識経験者や公募委員等からなる、ごみ焼却施設建設地検討委員会を設け、公開で会議を開催し、千曲市全域を対象に施設を建設するために必要な敷地の面積や、ごみを効率的に収集するための交通アクセスなど、様々な条件を満足できる場所を検討する中で、最終的に屋代地区を候補地として決定されたものでございます。

続きまして、3ページにございます意見書2、No.13を御覧いただきたいと思っております。「光化学オキシダントを調査物質に入れて下さい。」との御意見でございます。

光化学オキシダントについては、発生メカニズムが複雑で広域的なことから、本事業では調査を行いませんが、現況として、長野市篠ノ井にある大気常時監視測定局の測定結果を、方法書に記載しておりますので、御覧いただきたいと考えております。

次にNo.14を御覧ください。「評価結果の公表に際して「不検出」という表現は使用せず、検出感度〇〇以下、として下さい。」との御意見です。

環境基準項目等の調査につきましては、国が定めた調査方法に基づき実施しますので、測定値が測定方法の定量限界を下回る場合に「不検出」と表記するとともに、定量下限値を併記いたしたいと考えております。

続いて4ページにございます、意見書3のNo.15・16を御覧ください。「千曲川が氾濫した時、この地域は5m水没します。何かあった時、“想定外”ですむのでしょうか。全国で事故があります。もし事故が発生した時どのように、対処する予定ですか。」との御意見です。

計画施設については、過去の災害の状況や、最新の見地を踏まえて災害に強い施設としてまいります。しかし万が一被災した場合には、近隣に影響を及ぼさないよう、安全に運転を停止し、火災などの二次災害を発生させないことが重要であると考えます。従いまして稼働にあたっては、具体的なリスクを想定して、事故対応マニュアルや危機管理マニュアルを作成するなど、危機管理の

体制を整えてまいりたいと考えております。

次にNo.17を御覧ください。「無害化及び資源化とありますが、熔融スラグ等は具体的に、何ベクレルから何ベクレルまで需要があるのか、またその需要先と%を教えてください。」との御意見についてです。

福島第一原子力発電所の事故後、各地の焼却施設の焼却残さから放射性物質が検出されておりますが、熔融スラグからの検出はわずかであり、有効利用には問題ないと考えております。本事業では、資源循環型社会づくりを目指し、現行の法令や受け入れ基準を満足した熔融スラグの利活用を図るとともに、焼却灰や飛灰の一部についても、有効利用を進めたいと考えております。

次にNo.18を御覧ください。「4 km範囲を調査したことについて、なぜ4 km内の市民に正しく報告をしないのですか。」との御意見でございます。

4 kmを範囲とした調査については、予備調査として地域の概況を既存データや文献等によりまとめたものでございます。また、この調査結果については、現在、方法書の中でお示ししており、県のホームページで公開されておりますので御覧いただきたいと考えております。

次にNo.19を御覧ください。「焼却+灰熔融方式とガス化熔融方式は、何か目的と焼却内容が違ってくるのですか。」との御意見についてです。

「焼却+灰熔融方式」は、廃棄物を焼却炉で焼却したのち、発生する焼却灰を熔融炉で熔融処理するものでございます。また「ガス化熔融方式」は、廃棄物の焼却と熔融を一体的に行うものでございます。これらは、廃棄物の処理方式の違いであり、目的や焼却内容は同じでございます。

次にNo.20を御覧ください。「原発事故で粉ミルクが汚染されました。また、千曲市議会は東北から瓦礫を受け入れようとしています。この件で周辺の食品業者と話し合いをする予定はありますか。」との御意見でございます。

前段の粉ミルクと瓦礫受け入れについては、当事者ではありませんので、お答えすることができません。また、ごみ焼却施設には、高性能の排ガス処理装置が設備されており、放射性物質はほぼ100%除去されます。これにより大気中への排出は防げると考えていることから、事業者として、周辺の食品業者との話し合いの予定はございません。

次にNo.21・22を御覧ください。「煙突排ガスや排水の調査は、どんな期間で続けていくのですか。」との御意見です。

煙突排ガスや排水につきましては、法令により検査回数の義務付けがございます。本連合と致しましては、こうした法令等の検査だけでなく自主的に測定回数を増やすなど、厳しく監視を行ってまいりたいと考えております。

次にNo.23を御覧ください。「悪臭について、こんなに多くの悪臭の種類を知りませんでした。近隣の日常的影響は。」との御意見でございます。

周辺環境への影響につきましては、現状の臭気の状態を把握するための調査を行うとともに、計画施設が与える影響について、予測評価したいと考えております。

次にNo.24を御覧ください。「図に示した、処理フローの中の焼却+灰熔融方式で排出されるメタルと、ガス化熔融方式で排出される金属類について違いは何ですか、詳しく教えて欲しい。」との御意見についてです。

基本的に溶融の過程で生成されるものとしては、「溶融スラグ」と「メタル」がございませう。「溶融スラグ」は、一般可燃ごみや焼却灰を1,300℃以上の高温で溶融し、ガラス状に固化したものをいい、「メタル」とは、一般可燃ごみや焼却灰に含まれる金属類が溶融され、排出されるものをいいます。

また、灰溶融の方式には、大きく二つの方式があり、図1-7-3(1)に示す「焼却+灰溶融方式」と、図1-7-3(2)に示す「ガス化溶融方式」があります。このうち、ガス化溶融方式はメーカーにより処理方法が異なっており、溶融を伴わず金属類として排出される方式があることから、ガス化溶融方式については、排出されるメタルや金属類を総称して「金属類等」と表記をしております。

次にNo.25を御覧ください。「搬入及び搬出車両について、パッカー車は何トン車が何台か。搬出用トラックは何トン車が何台か。」との御意見でございます。

方法書に記載のとおり、本環境影響評価と並行して行います。施設整備計画において、搬入及び搬出の車両台数等を設定してまいりたいと考えています。

次にNo.26を御覧ください。「有事の際や小さな故障でも住民に情報を開示しますか。」との御意見でございます。

施設に関する情報については、周辺住民の皆様にお知らせしたいと考えております。

次にNo.27を御覧ください。「排ガス対策として、放射能について特別な処置をするのですか。」との御意見でございます。

ごみ焼却施設には、排ガス中の微粒子の灰を除去する高性能の排ガス処理装置が備わっており、これにより放射性物質は、ほぼ100%除去され、大気中への排出は防げるものと考えております。

次にNo.28を御覧ください。「排水対策として放射能水の処理はどうするのですか。」との御意見です。

計画施設の排水については、主にプラント系排水、生活系排水、洗車排水がございませう。これらの排水については最終的には下水道へ放流し、下水処理場において適正に処理されると考えています。

次にNo.29を御覧ください。「有効利用できない放射能を含んだものはどう処理するのですか。」との御意見です。

有効利用ができない焼却灰等については、国が定めた基準に従い、適正に埋め立てる等の処理をいたしたいと考えております。

次にNo.30を御覧ください。「資源循環エネルギー利用について、放射能で汚染されたものがどれ程有効利用できるのですか。」との御意見でございます。

こちらにつきましては、意見書3、No.17の見解と同様でございます。

次にNo.31.32を御覧ください。「環境保全についての配慮とは具体的に何ですか。これらの施設への説明を計画していますか。」との御意見でございます。

表2-2-8及び表2-2-9につきましては、予備調査として、環境影響を受けやすい対象である学校や病院等の状況を整理したものでございませう。

これらの施設が、対象事業実施区域の半径500m以内に存在しないことから、説明会の開催の計画はございませう。

次にNo.33を御覧ください。「利水についてどこかの地域で問題が出たことは

ありますか。」との御意見です。

この資料については、水域の利用状況を掲載したもので、利水についての問題の有無については、当事者でないため承知しておりません。

次にNo.34を御覧ください。「漁獲の状況について、川魚に放射能が出ていますが、今後検証を予定していますか」との御意見です。

川魚の放射性物質につきましては、長野県農政部において定期的な検査を行い、「県内産農産物等の放射性物質測定結果」をホームページで公開しております。事業者といたしまして、本件に関しては、検証は予定しておりません。

次にNo.35を御覧ください。「そばに大きな活断層が通っていますが、歴史的にこれが動いた年代が分かりますか。こんなそばでよいのですか。」との御意見でございます。

御意見のありました大きな活断層とは、「長野盆地西縁断層帯」のことだと思われまふ。この活断層の最新の活動は、1847年に発生した善光寺地震になります。対象事業実施区域につきましては、既存の文献により活断層がないことを確認しており、文部科学省の地震調査研究推進本部の評価でも、長野盆地西縁断層の、今後100年以内の地震発生確率は、ほぼ0%と報告されております。

次にNo.36を御覧ください。「ダイオキシン類調査結果において、屋代排水ポンプ場の調査地点で、H19に0.51と高い数値が記録されているが、なぜここだけ高いのか。また、H20、21、22は調査していないがどうか。」との御意見です。

屋代排水ポンプ場の数値につきましては、長野県が調査した結果を掲載したもので、数値が高い原因や調査頻度については、当事者でないため承知しておりません。

次にNo.37を御覧ください。「高速道路騒音調査地点についてなぜ、何故地点2～5を選んだのですか。」との御意見でございます。

この調査については、長野市が調査をした結果を掲載したもので、調査地点の選定理由については、当事者でないため承知をしておりません。

次にNo.38を御覧ください。「大気質の調査について、放射性物質を追加して欲しい。」との御意見でございます。

放射性物質の調査については、意見書1のNo.3と同様、今回の調査においては実施いたしません。千曲市では独自に当該地周辺において定期的な調査を行っており、問題のない数値になっています。

続きまして、お手元の資料4を御覧いただきたいと思ひます。こちらは、方法書に関し県関係機関から寄せられた質問等について、事業者の回答をまとめたものでございます。

1番を御覧いただきたいと思ひます。「処理性能が優れた施設」の「が」の字の修正を求めるものでございますが、記載した内容につきましては、長野広域連合のごみ処理広域化基本計画に示した「ごみ焼却施設の基本方針」の引用であるため、修正は行なわないものと思ひます。

続いて2番を御覧ください。騒音振動に関する計画値について、隣接する第一種住居地域への影響は、住宅地の基準で判断する必要があると思ひます。

との御意見です。

ここにお示ししましたこの値は、対象事業実施区域の敷地境界における想定する計画値をお示ししており、隣接する第一種住居地域への影響については、現地調査の結果をもとに予測評価をしたいと考えております。

次に3番から8番までの網掛けした部分につきましては、字句や記載内容の誤りを御指摘いただいたもので、御指摘の通り修正したいと考えております。また11番、12番、14番も同様でございますので、説明は省略させていただきたいと思っております。

次に9番、10番を御覧ください。こちらにつきましては、出展資料の記載どおりでございますが、御意見を踏まえ、御指摘の表記を併記したいと考えております。

次に13番を御覧ください。大気質の調査について、焼却施設の稼動に伴い、影響を考慮すべき項目について、環境基準項目には微小粒子状物質を含めるべきとの御意見でございます。

微小粒子状物質につきましては、発生メカニズムが複雑であり、現時点で予測手法が確立されていないことから、本事業では現況の把握は行いますが、予測評価は行なわないものとしています。

次に15番を御覧ください。環境要素の選定について、工事による影響の環境要素として、地下水については水象、水位だけでなく、水質、地下水質も選定する必要があるのではないかと御意見でございます。

水質、地下水質については、現況を把握する調査を行い、工事による影響を予測評価したいと考えております。

続いて16番を御覧ください。大気質の予測評価項目に微小粒子状物質を含めるべきとの御意見でございます。

これにつきましては、13番の回答と同様でございます。

続いて17番を御覧ください。自動車排ガスや道路交通騒音の調査地点について、車両ルートには幅員が狭い道路や、鋭角に曲がる交差点が含まれているが、大型車両の通行に支障があると思われる。実際の車両が通行するルートでの調査が必要ではないかと御意見でございます。

図3-2-1 (3) や図3-2-3の車両ルートは、実際に車両が走行するルートをお示ししております。また調査地点につきましては、車両の走行ルートや、影響を受ける住宅等の状況を踏まえ設定をしております。なお、幅員が狭い道路につきましては、拡幅等が必要と考えています。

続いて18番を御覧ください。悪臭の調査地点について、地点3よりも区域に近い、風下にもなる住宅地で調査をすべきではないでしょうかという御意見でございます。

これにつきましては、対象事業実施区域東側の住宅地を代表する地点として、最寄りの住居となる地点3で調査を行うものとしております。また地点4については、風下となる直近の住居として調査地点に選定したものでございます。

次に、風上で調査を行う意味があるのか。との御意見でございます。

調査結果に関しまして、対象事業実施区域内の臭気か、さらに風上で発生し

た臭気かを確認するため、対象事業実施区域の風上と風下での調査を行うもの
でございます。

次に図3-2-6の(1)、(2)で風上と風下の方角が異なっているとの御意見で
ございますが、図3-2-6(1)の地点1、地点2については、敷地境界の中で周辺
建物構造物等の影響を受けない風上、風下となる代表的な地点を。また、図3
-2-6(2)の地点5、地点6については、2km程度離れた場所で年間を通じた風
の状況から選定したものでございます。周辺地域の状況も踏まえ、よりきめ細
かな調査を計画しております。

なお最後になりますが、悪臭調査と同様、事業特性を考慮し重点化項目とし
て環境影響評価を行います大気質につきましても、地域特性を考慮し、現在6
箇所の地点においてダイオキシン類の調査をさせていただき計画としていま
す。今後も地域特性を踏まえる中で調査地点を増やすなど、対応を考えており
ます。

資料3、資料4につきましては、ご説明は以上でございますが、よろしくお
願致します。

亀山委員長

ありがとうございました。それでは御説明いただきました資料の3と4につ
きまして、御質問御意見等頂きたいと思っておりますが、その前に欠席委員から御意
見を頂いておりますので、事務局から御説明をお願い致します。

事務局
清水

はい、それでは、本日欠席の片谷委員より資料3及び資料4について御意見
が寄せられておりますので、事務局から口頭にてご報告申し上げます。

資料3でございますが、

「住民意見に対する事業者の見解については、妥当なものと判断しました。

放射性物質に関する意見が出ることは、昨今の社会情勢からみて当然予想さ
れることですが、施設が存在自体が放射性物質の発生をもたらすものではない
計画に対して、放射性物質を予測評価項目とすることを求めるのは、現行の法
制度では不可能なことです。

また光化学オキシダントの予測を個別事業者に求めることも、現象の広域性
からみて、現行の法制度の範囲では困難あるいは不可能といえます。

資料4の中で、大気についてPM2.5を予測評価項目に加えるべきとの意見が
複数あります。担当課として懸念される意図は理解できますが、予測評価手法
が固まっていない現時点で、事業者にその責を負わせるのは、無理があります。
事業予定地周辺でのモニタリングデータに継続的に注意することを意見とし
て記載するのが、妥当と考えます。」

以上、片谷委員からメールで御意見いただいたものでございます。

亀山委員長

はい、ありがとうございました。

それでは、資料の3と4及び全体について、委員の皆さんから、御意見御質
問等ございましたらお願いいたします。なお、次回の会議で、意見をまとめて
技術委員会としての意見にしていきたいと考えておりますので、できる限り、

この場でいろいろな意見をいただければと思いますのでよろしく願いいたします。

どこからでも結構ですので、お気づきの点につきましてよろしく願いいたします。はいどうぞ。

花里委員

資料3、意見書1の6番です。

些細なことかもしれませんが、ちょっと事業者の見解が優しくないと思いました。意見書の原文のほうは緑化面積をもっと広めるべきだということですが、回答ではある視点で行いたい、と言っているだけです。もう少し、親切に書いたほうがいいのではないかと。例えば計画施設の緑化については、周辺との調和や景観等を考慮して行うので、緑化地域はそれによって決まることになるという様に、意見のほうは緑化する面積のことを言っているわけですから、その面積をどのように決めるかというか、どう考えているということを書いたほうがいいのではないかと思います。

亀山委員長

いただいている意見の方は、候補地内だけで緑化するのでは役に立たないから、もっと広大な地域を含めて考えるべきだという御意見ですね。ということは、事業地内だけでなく、もっと広い範囲で緑化を考えろという御意見だから、それについては事業者としては、答えようがないのでこう答えているという風に思えたのですけれども。

緑化について、もっと広大な地域を含めて考えろと、そんなふうにとれませんか。

花里委員

そうですね、現実問題としてはそんなに広大にはできないし、その必要も無いということなのですけど。意見書は、広い地域にしろと言っているわけですから、こういうことで地域の面積を決めます、というような答えのほうは、いんじゃないかと思ったわけなのですけども。

亀山委員長

書いてあることにもっと忠実に答えてくれたほうがいい、ということになりますかね。

花里委員

そうですね。ここではただどういう視点で、面積のことについては何も書いてないわけですので、ささいなことですけども。後はお任せします。

亀山委員長

分かりました。

塩田委員

意見書の3番のNo. 36と37において、まさしく事業者が言っている通り、当事者ではないので判りませんと言っているわけですが、そこで分かりませんというよりは、分からないけども調査者に確認をしてみますと、確認する努力が見えるような文言にしたら良いと思いますが。自分たちは、やっていないから知らないよと言うことよりは。これは資料として提供しているのですから、意見者にも優しくレスポンスされたほうが良いのではないかと思います。

亀山委員長

はい、ありがとうございました。

富樫委員

意見書の中の2番、意見書3の35番にもありますが、活断層のことが意見書として出ているのですが、事業所の見解としては、既往の文献により活断層が無いことを確認しており、という見解になっているのですが、既往の文献で分かるのはですね、知られている活断層が無いということが分かるのであって、ここに活断層が無いということを証明してあるものではありません。ここだけはよく誤解があるものですから、未知の活断層は、既存の文献には無いもので、今後出てくる可能性そのものはあるわけですので、知られている活断層は無いと答えられた方が正確だと思います。

亀山委員長

調べれば、新たにあることが、結構あるということですよ。ですので、このような表現については十分に注意していただきたいと思います。
はいどうぞ。

梅崎委員

関連してNo.2とNo.35についてですが、No.2は活断層を調べて下さいという事なので、この意見で調べる必要は無いということによろしいのですが、No.35のほうは、「こんなそばでよいのですか」ということについて、一応、予測発生確率がほぼ0なのでというのが理由になっていますけれども、最初の花里先生の意見にもありますが、発生した場合にも、こういう対処をとっていますからというようなことを入れておいたほうがいいのではないかと思います。その発生確率等というのは、いろいろな計算の方法がありますけれども、確率が0ということの解釈もありますので、いかがでしょうか。

長野広域連合
桑原

今いただきました御意見を踏まえまして、準備書のほうに記載させていただきます。

亀山委員長

はいどうぞ。

塩田委員

意見書3の17番は、かなり悩ましい。というのは、意見書のほうでは数値について書いてあるのですが、見解のところには、溶融スラグからの検出はわずかでありと書いてあります。「わずか」、というのを、事業者はどのように考えているかと言われてしまうと、なかなか難しいですね。ですので、文言の書き方を考えられた方がいいと思います。

はっきり分かっている例としまして、例えば20番の意見においては、放射性物質はほぼ100%除去されますといったように、自信のあるものについてはしっかりと回答してあるわけですね。それで、数値のほうを要求されているところでは、わずかにと言う回答になっております。「出るでしょ。」と言われてたら、事業者も認めているということになりますし、わずかな数字によってキャッチボールが始まる可能性が出てくるので、そのところは再度議論されて、しっかりされたほうが良いのではないかと思います。いかがでしょうか。

亀山委員長

こういう問題は非常に重要な問題ですから、わずかという言葉ではなくて、実測されたところではこのぐらいの値だったとか言うようなことで、それについては問題がないといった表現の仕方のほうがいいですね。その辺、気を使っただけであればと思います。よろしくお願いします。
はいどうぞ。

大窪委員

意見書1のNo.2についてです。先ほどからいろいろな御指摘が出ている箇所です。

事業者の見解について、もう1つ指摘しておきたいのですが、「なお」というところからなのですが、文科省の地震調査研究推進本部の評価というのが、東日本大震災以後に策定された評価なのかどうかということです。あの地震以後に評価が新たになっていることが多々あると思いますので、いつのこのの評価って分かることがありましたら、そのような年代も入れていただいて、あとは、今後100年以内の発生率がほぼ0ということですので、200年。施設としてはタイムスパンが100年がいいのかと思うのですが、100年以内っていうのは、地震が発生するかどうかって言うことについてはあまりにも短い予測期間なので、もう少し200年とかですね、そういったタイムスパンで見ると数字も変わるのかなと、今すぐ教えてもらえないと思うのですが、追加して記載してはどうかと思います。

亀山委員長

いつの資料かということをはっきりさせてくださいというのが1つ。もう1つは100年以内0だっていうのは、200年以内はどうだって言われても困るかもしれませんが、少なくともこの施設が稼動しているのは100年以内しかない。そうであれば、そのように書いていただくことでよろしいのではないかと思います。そういうことでよろしくお願いします。

それでは、他に御意見が無いようでございますので、議事の1についてはここまでといたします。

続きまして、議事2のその他ですが、事務局から何かございましたらお願いします。

事務局
清水

第3回の技術委員会を6月21日に、長野県庁で午後1時半から開催する予定でございます。今までの委員会で出た意見等を基に、方法書に対するまとめの御審議をお願いしたいと思っております。なお、今日ご審議いただいたあとに追加意見等出てくることもございますので、その場合は5月24日までに事務局宛にメールをいただけたら、対応したいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

亀山委員長

それでは、全体を通して委員の皆様から何か意見等ございましたら、御発言をお願いいたします。はいどうぞ。

富樫委員

議事の1では、事業所の見解に対してのことだったのですが。これまでにでていないところとして水象の地下水の部分で、方法書の232ページですけれど、先ほどの見解で、最大掘削で10mぐらいまで想定されるということですので。地下水位の関係からすれば、周辺地下水に影響が出る可能性も十分考えられるということを前提と致しますと、この、地下水の状況の調査について、既存の井戸を利用できればそれを利用していただいても結構ですが、少なくとも3地点以上の浅井戸において、豊水期、渇水期をカバーできるような、一斉観測というのを調査方法の中に入れておく必要があると思いますので、その点をご検討いただきたいと思います。

亀山委員長

掘削10mというのは、今回初めて出されたものですので。周辺の浅井戸の影響は当然出るだろうと考えられますので、今の御指摘につきまして十分お考えいただければと思います。よろしいでしょうか。よろしく願いいたします。

その他よろしいでしょうか。それでは以上を持ちまして、今回の会議を終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。

環境政策課
徳 竹

それでは本日の技術委員会をこれにて終了いたします。御協力ありがとうございました。